

省エネ機器導入支援業務委託仕様書

1 委託業務名

省エネ機器導入支援業務

2 業務の目的

広島県では、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の温室効果ガス排出削減の取組を加速させていく必要がある。県内のあらゆる活動の基盤となる家庭部門においては、特に重点的に対策を講じる必要があるため、本業務により、家庭における消費電力の1～2割を占める照明器具のLED化を促進することを目的とする。また、本業務の実施により、多くの県民がLED照明器具の省エネ効果について関心を持つことを通じて、自主的な省エネ家電導入を行うような機運醸成を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

4 業務内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に県と受託者が協議し、調整の上決定する。

- LED照明機器の購入経費に対するポイント交付
交付率：1/2、一人当たり上限：10,000円、想定交付件数：20,000件
- 購入額に応じたポイントを購入者に交付する。
- 省エネ家電への更新メリットを周知し、家電の省エネ化を推進
- 予算額：200,000千円

5 事業実施の基本条件（提案の必須要件）

（1）購入支援対象者

購入時点において広島県内に住所を有する者（個人）

（2）対象機器

住居の屋内に固定して使用するLED照明器具（居室シーリングライト等）

※交換用のLED電球等は除く

（3）対象機器の販売方法

広島県内の実店舗のみとし、県内の幅広い店舗を対象とすること。

(4) 交付するポイント

区分	内容
種類	・省エネ家電を含む各種商品が購入できるポイント ・事業者の既存制度を想定。新設も可
金額	・LED 照明器具購入代金の 1/2 以内 ・最大 10,000 円分
回数	・一人 1 回限り（複数台同時購入可）
累計額 上限	・ポイント原資分を 150,000 千円以上とする ・ポイント交付状況を HP で県民が確認できること

(5) 省エネ家電の普及に向けた効果的な広報

県民に対して、本事業の利用促進につながる効果的な周知を行うこと。

ポイント交付に併せて、省エネ家電への更新メリットを周知し、家電の省エネ化を推進すること。（交付されたポイントで省エネ家電の購入を促すような広報等を含む）。

6 事業者による効果的な提案を見込む項目

(1) ポイント交付手続の県民にとっての利便性

県民や対象店舗にとってポイント交付の申請の仕組み等が簡便で、効率的に交付を行う体制が構築されることが見込まれるか。

県民や対象店舗からの問い合わせに適切に回答できる体制が整っているか。

(2) 円滑な事業終了

予算額に到達すればポイント交付を終了することになるので、県民に対して事業終了について効果的な周知を行い、混乱なく終了できるよう提案されているか。

(3) 対象店舗の配置

県民の利便性に配慮し、広島県内の広範囲に対象店舗を指定することが見込まれるか。

大手量販店だけでなく、小規模店舗も参加しやすいよう配慮されているか。

店舗数・地域配分等を考慮して採点する。

(4) 積算の妥当性

事業に要する経費が効果的かつ効率的に積算されているか。

交付ポイント数が可能な限り多くなるよう積算されているか。

7 事業の実施期間

事業の実施期間は以下を基本とし、委託契約締結後、県との協議により決定するものとする。

なお、ポイントの交付状況等により、県と受託者の協議により期間を変更する場合がある。

ア 購入対象期間

令和 5 年 7 月頃から令和 6 年 2 月までの範囲内でポイント交付が予算上限に達するまで

イ ポイント交付期間

令和 5 年 7 月頃から令和 6 年 2 月までの範囲内でポイント交付が予算上限に達するまで

ウ 事業周知・省エネ啓発期間

令和 5 年 7 月頃から令和 6 年 2 月までの範囲内でポイント交付が予算上限に達するまで

8 成果品の提出等

(1) 成果品

業務が完了したときは、速やかに本業務に関する報告書を紙媒体1部、電子媒体（DVD-R等）2部、県に提出すること。

(2) 委託料の額の確定

県は事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果を審査し、契約内容に適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、受託事業者に通知する。

受託事業者は、委託料の確定額の通知を受けたときは、速やかに請求書を県に提出すること。

9 留意事項

- (1) 受注者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。
- (2) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受注者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。
- (4) 受注者は、業務の実施に関して、景品表示法などの関係法令に基づき、適切に業務を遂行すること。
- (5) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。

10 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。